

都市計画法第 65 条許可について (東京外かく環状道路区域内)

東京外かく環状道路事業が、平成 26 年 3 月 28 日に都市計画法に基づく事業承認・認可を受けました。これにより事業完了までの間、事業区域内での建築物・工作物の建設、土地の形質の変更、5 t を超える物件の設置・堆積については、都市計画法第 65 条に基づく許可が必要になります。

許可を受けるには、建築行為等を東京外かく環状道路事業に支障がない形で計画していただく必要があります。



許可が必要な行為

- ・土地の形質の変更
- ・建築物の建築、その他工作物の建設
- ・5 t を超える物件の設置・堆積

※計画地が事業区域内に含まれているか不明な場合は、東京外かく環状国道事務所に確認してください。

※建築敷地の一部が事業区域に含まれても、事業区域内で建築行為等を行わない場合は許可は必要ありません。

※外かく環状道路と他の都市計画施設（都市計画道路・都市計画緑地など）が重複する区域に建築行為等を行う場合は、別途、都市計画法第 53 条に基づく許可も必要になります。

許可申請に必要な書類（建築物）

1 許可申請書（正 1 部、副 2 部）

2 添付図書（各 3 部）

① 委任状

② 建築計画概要書（建築確認申請で使用するもの）

③ 図面

- ・ 案内図（東京外かく環状道路の区域を明示してください）
- ・ 敷地求積図
- ・ 床面積求積図
- ・ 配置図（東京外かく環状道路の区域を明示してください）
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図 2 面以上
- ・ 断面図 2 面以上

許可手続きの流れ

① 事前相談

許可を受けるには、建築行為等が東京外かく環状道路事業の施行に支障がない形で計画されている必要があります。事前に東京外かく環状国道事務所にご相談して、計画されている建築行為等が東京外かく環状道路事業に支障がないことを確認してください。

② 許可申請受付

申請書類 3 部（正 1 部、副 2 部）をそろえて許可申請してください。申請先は三鷹市都市整備部都市計画課（三鷹市役所本庁舎 5 階）になります。

③ 許可書受取

許可が下りて、許可書類が整いましたら申請代理人の方に電話でご連絡します。受領印を用意して、都市計画課に受け取りに来てください。

許可申請先： 三鷹市都市整備部都市計画課都市計画係
三鷹市野崎 1-1-1
TEL0422-45-1151 内線 2811

事前協議先： 東京外かく環状国道事務所 調査設計課
世田谷区用賀 4-5-16 T E ビル 7 階
TEL0120-34-1491